

指定介護予防サービス（予防通所リハビリテーション）重要事項説明書
〈 2026年 6月 1日現在〉

1. 運営方針

片桐民主診療所の職員は、主治医の指示と管理のもとにリハビリテーション計画に基づき必要な理学療法等を適切に行います。その際、要支援者等の意志及び人格を尊重し、常に要支援者等の立場に立ったリハビリテーション等を提供します。

事業の実施に当たって、市町村、保健福祉機関、他の介護サービス事業者、予防支援事業者、医療関係諸機関と連絡を密にとり、連携を図るものとする。

2. 事業所の概要

事業所名	社会医療法人 健生会 片桐民主診療所
所在地	大和郡山市新町305-92
介護保険指定番号	2910201413
介護給付費算定にかかる体制	サービス提供体制加算Ⅰ 介護職員等处遇改善加算（Ⅰ） 退院時共同指導加算
サービスを提供する地域	大和郡山市・生駒郡安堵町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

3. 職員体制等

	常勤	非常勤	備考
医師	1		管理者を兼ねる
看護師	1	1	
理学療法士	2		
介護職	2	4	

4. 営業時間

月曜日～土曜日	午前 9時 ～ 午後 5時
日曜・祝祭日	日曜：休み 祝祭日：営業

※ 但し12月30日から1月3日までは休業

5. サービスの概要及び内容

事業者は、要支援者の居宅等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス支援計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法その他、必要なリハビリテーション等を行い、利用者の心身の機能の維持快復を図ります。

このサービスを提供するにあたっては、利用者と家族の希望を十分に取り入れ、利用者にかかわる医師及び看護師、理学療法士、その他専ら予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、予防通所リハビリテーション計画を作成し、内容について同意をいただきます。

- (1) 心身状況の把握（バイタルチェック）
 - (2) 心身機能の各要支援者の個別の計画に合わせた理学療法、音楽療法、レクリエーションリハビリ等
 - (3) 食事の提供
 - (4) 一般介助入浴、特別介助入浴の実施
- ※ (3)(4)について、短時間リハビリコースを選択された方は提供がございません。

6. 利用者負担金

- 1) 1か月分基本料金（介護保険の法定利用料の1割～3割）
（契約期間中でも、介護保険の改定により変更になる場合があります。）

- ① 予防通所リハ利用料自己負担分
 - 要支援1 2,343円
 - 要支援2 4,368円
- ② サービス提供体制加算Ⅰ
 - 要支援1 91円
 - 要支援2 182円
- ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 全体（①～②）の10.3%

- 2) その他の料金

- ①食費：1回 500円
※ 短時間リハビリコース選択の方は不要
- ②おむつ代 サービス提供中に必要になったおむつの実費
 - 尿取りパット（1枚） 30円
 - リハビリパンツ（M1枚） 120円

※ ご自宅から準備して来られてもかまいません。
- ③レクリエーション材料費 200円
- ④その他必要に応じて実費の負担をお願いすることがあります。

- 3) 利用者負担金は、毎翌月に請求書をお渡ししますので、現金もしくは銀行引き落としにて支払いをお願い致します。当診療所の医療費は現金のみの支払いとなります。
銀行引き落としを希望される方は、手続きをしますので、お申し出ください。

7. 身体の拘束等

事業者は、原則として利用者に対し、身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等、やむをえない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

8. 緊急時の対応

利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、事前に利用者及び家族が指定する者に対し、緊急に連絡し、適切な措置を講じます。

処置等に対する指示は、主治医に求めます。主治医が片桐民主診療所以外の医療機関の医師であり、緊急に連絡が取れない場合等には、事業者の担当医師の判断に基づき対応します。

9. キャンセル

利用者が予防通所リハビリテーションサービスの利用の中止・変更をする際には、できるだけ、利用日の前日までにご連絡下さい。

10. 実習生の受け入れ

事業者は、ヘルパー講習等の実習生の受け入れ機関となっております。したがって、実習生が事業者のサービス提供に参加する場合がございます。ご理解の上、ご協力下さい。

11. サービス内容および個人情報の取り扱いに関する苦情について

利用者は、事業者の予防通所リハビリテーションサービス内容及び個人情報の取扱いについて、苦情を申し立てることが出来ます。

(1) 事業者の苦情担当窓口

事業者の予防通所リハビリテーションサービスについての苦情を承ります。

担当 吉川 明世 電話 0743-55-2085
時間 月曜日から土曜日 9:00～16:00

(2) その他、公的機関においても、次の機関に苦情受付窓口があります。

大和郡山市役所 介護福祉課 地域包括ケア推進課	所在地 電 話	大和郡山市北郡山町248-4 0743-53-1151
奈良県国民健康保険団体連合会 介護苦情受付	所在地 電 話	橿原市大久保町302番1 (奈良市町村会館内) 0744-21-6811

13. 損害賠償

事故が発生した場合、事業者にご連絡下さい。なお、事業者の提供したサービスに伴って発生した損害については、下記の保険にて対応させていただいております。

介護保険・社会福祉事業者総合保険
(あいおい損害保険株式会社)

令和 年 月 日

予防通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 大和郡山市新町 3 0 5 - 9 2

名 称 社会医療法人 健生会 片桐民主診療所 印

説明者 社会医療法人 健生会 片桐民主診療所

氏名 印

私は、本書面により、事業者から、予防通所リハビリテーションサービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名

(立会人) 住所
氏名

代理人 住所
氏名